

① 件 名			
石巻市私道等整備補助金交付基準の見直しについて			
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）			
【背景】 石巻市私道等整備補助金交付制度については、平成29年度末までに、延べ925件の私道等の整備に対し補助金を交付し、市民の生活環境の向上に寄与してきたが、高齢化社会や東日本大震災により居住環境が変化するなか、現状に即した補助金交付基準の見直しが求められている。			
【目的】 補助金の交付基準となる沿道の世帯数の見直しにより、居住環境を考慮した私道等の整備の促進を図るもの。			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
【根拠法令】 石巻市私道等整備補助金交付要綱（平成17年4月1日告示第210号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】			
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
平成30年 6月 市民からの問い合わせにおいて、以前は補助金の交付対象であった私道の区域 ～11月 が空家になるなど、現在の沿道世帯数では交付対象外となり、整備を見送る等の事例があった。（3件）			
⑤ 主な内容			
【補助金交付基準の一部見直し】			
	改 正		現 行
補助金交付基準	沿道に3世帯以上が居住し、かつ、利用していること。（うち3世帯以上が持家）		沿道に5世帯以上が居住し、かつ、利用していること。（うち3世帯以上が持家）
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
【影響・効果】 本市の居住環境の現状を考慮した私道等の整備を促進することで、市民の生活環境の向上と交通の安全確保が図られる。			
【市財政への負担】 予算の範囲内で対応			
【補助金交付実績】			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
8,861千円（5件）	2,951千円（2件）	4,049千円（4件）	5,691千円（3件）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【宮城県内で同様の規定を定めている各市の状況】

塩竈市：10戸以上が居住し、うち6戸以上の持家

気仙沼市：借家を除くおおむね5戸以上の利用

白石市：5世帯以上が居住し、うち3世帯以上が持家

名取市：3戸以上の持家の住民が利用

角田市：3戸以上の持家の住民が利用

多賀城市：5世帯以上の持家の住民が利用

岩沼市：3画地（建築可）以上、2戸以上の持家の住民が利用

東松島市：3世帯以上が居住し利用、うち3世帯以上が持家

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年3月 石巻市私道等整備補助金交付要綱の一部を改正（平成31年4月1日施行）

⑨ その他

○見直しに伴う交付対象イメージ図

